



2020年2月20日

各 位

上場会社名 メック株式会社
代表者 代表取締役社長 前田 和夫
(コード番号 4971)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション室 部長 坂本 佳宏
(TEL 06-6401-8160)

取締役に対する固定株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2020年2月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対し、信託を用いた固定株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2020年3月24日開催予定の第51回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

当社の取締役の報酬は、「固定金銭報酬」、「連結経常利益連動型金銭報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されておりましたが、今般、株式報酬制度の内容を見直し、新たに取締役（ただし以下のとおり監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する固定株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、業績並びに外部経済環境等の影響による株価変動の利益・リスクを株主の皆様と同じ視点で享受または負担することで、より当社の株価を意識した事業運営を行うことを目的としております。

具体的には、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬限度額（年額170百万円。（うち社外取締役については年額20百万円））ただし、使用人分給与は含みません。）および取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の業績連動型株式報酬の限度額とは別枠で、固定の株式報酬を、2020年12月31日で終了する事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下同様です。）に対して支給いたします。

本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「固定金銭報酬」、「連結経常利益連動型金銭報酬」、「業績連動型株式報酬」および本制度に基づく「固定株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入は、本株主総会における役員報酬議案としての承認可決を条件といたします。

2. 本制度の概要

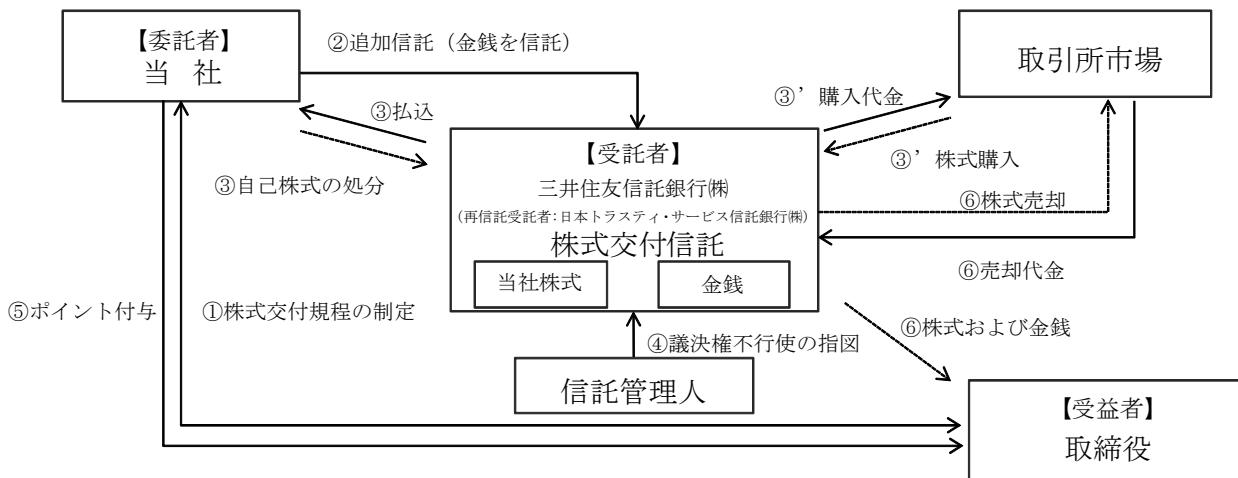
(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が設定する信託に対し、本制度により当社株式等を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金を当社が信託し、当該信託が当社株式を取得のうえ、本制度のために当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付されるという、信託を用いた株式報酬制度であり、その基本的な仕組みは既に導入済みの業績連動型株式報酬制度と同じですが、本制度では、業績に連動したポイントを付与するのではなく、役位等に応じた固定ポイントを付与するものです。

本制度の運用には、業績連動型株式報酬制度のために当社が2016年8月18日に設定した信託（以下「本信託」といいます。）を利用することとし、本信託に対して追加で金銭を信託し、本信託から取締役に対して当社株式を交付します。従って、本信託は業績連動型株式報酬制度と本制度の両制度の運用のために使用されることとなります。

また、本制度により取締役が当社株式の交付を受ける時期は、業績連動型株式報酬制度と同様、原則として取締役の退任時とします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します（業績連動型株式報酬制度のために制定済みである株式交付規程とは別に、本制度のための株式交付規程を制定する予定です。）。
- ② 当社は本信託の受託者に本制度に係る株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を本信託に追加信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行わないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。

- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（2）信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を、本信託に追加信託いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（3）信託期間

信託期間は、既に設定済みの本信託を利用するため、2016年8月から2021年8月までの約5年間となります。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。また、本制度ではなく業績連動型株式報酬制度の継続のために信託期間の延長を行います。

（4）当社が拠出する金銭の上限

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、金13百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出（追加信託）します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、業績連動型株式報酬制度に基づき取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金を本信託に追加拠出することができます。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長する

とともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金 13 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（6）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のとおり本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付が完了するまで、信託期間を延長することがあります。

※ なお、前記(1)のとおり、本信託は、業績連動型株式報酬制度と本制度の両制度の運用のために使用されるため、本制度のために本信託が新たに取得する株式ではなく、業績連動型株式報酬制度に基づく交付のために本信託が既に取得し保有している株式の一部が、本制度に基づく交付として本信託から取締役に対して交付されることがあります。

（5）本信託による当社株式の取得方法等

本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の本信託による取得は、上記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（4）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）取締役に交付が行われる当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程（なお、業績連動型株式報酬制度のための株式交付規程とは別途で定める予定です。）に基づき、各取締役に対して、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位等に応じたポイントを付与いたします。

ただし、本制度に基づき取締役に対して付与し得るポイントの総数の上限は、1 事業年度あたり 14,000 ポイントとします。

② 当社株式等の交付

取締役は、本信託の受益者として、以下のとおり、上記①で付与されたポイントの数に応じた数の当社株式の交付を受けます。

本信託を通じて各取締役に交付される当社株式数の合計額は、付与されたポイント 1 ポイン

ト当たり 1 株（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）とします。ただし、このうち一定割合に相当する数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その時価相当額の金銭の交付が行われます。

各取締役に対する当社株式等の交付は、その退任時に取締役が所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（7）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（8）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（9）信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社赤坂国際会計
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の期間	2016年8月18日～2021年8月末日（予定）
信託の目的	業績連動型株式報酬制度のための株式交付規程および本制度のための株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上